

## 賦課方式年金と反市場主義

石光 真

平成16年11月30日受付

**【要旨】** 公的年金の方式には賦課方式と積立方式がある。財源調達方式の違いに過ぎないのだが、賦課方式は世代間の移転をともない、積立方式は世代間の移転をともなないので、それぞれ連帯、自立の思想と結びつけることが可能である。経済体制における連帯と自立は、究極においては社会主義と資本主義に対応する。

本論では、ドイツにおける公的年金制度の創設、1930年代におけるアメリカの賦課方式年金創設、ドイツにおける賦課方式年金構想の進展（実現は戦後1957年）、そして戦後西ドイツ経済政策における介入主義と市場主義の攻防を展望した。

ビスマルクが導入した世界初の公的年金制度は、賦課方式を求める議論を「不正直」と排して積立方式を採用した。この積立方式は二度の敗戦で積立金が烏有に帰しながらも復活する強い規範意識を持っていた。ドイツで賦課方式が実施されたのは戦後の西ドイツにおいてであるが、その起源は民族共同体の連帯を主張し、積立を拝金主義として排し、実は戦費に流用したナチス期にある。

アメリカの公的年金も、市場が崩壊した大不況期に失業者救済のために導入されたために、賦課方式であり、所得再配分機能を持つ。米独の賦課方式は通常の市場が機能していない1930年代に、民族社会主義的、またはニューディール的な進歩主義によって導入された。

ドイツでの賦課方式は、1940年に民族社会主義政権の下で構想され、1957年に社会的市場経済の体制の中で成立し、1969年に社会民主党首班政権誕生とともに完成し、1989年に社会主義の崩壊、資金市場の自由化の中で抑制が始まった。

米独の賦課方式が1930年代という異常な時代の産物であること、戦後西ドイツにおいては、介入主義的経済政策と年金の賦課方式が盛衰をともにしてきたことが確認できた。これは連帯を基調とする賦課方式の特徴、自立を基調とする積立方式の特徴と常識的な対応関係を持つ。

ただし、同じことがフランスやその他の先進国で確認できるのか、ということは研究対象を拡大して調べる必要がある。また、経済政策と経済思想の関係についてはより詳細な研究が必要である。

## 1. はじめに

公的年金の方式には賦課方式と積立方式がある。財源調達方式の違いに過ぎないのだが、賦課方式は世代間の移転をともない、積立方式は世代間の移転をともなないので、それぞれ連帯、自立の思想と結びつけることが可能である。経済体制における連帯と自立は、究極においては社会主義と資本主義に対応する。

本論では、ドイツにおける公的年金制度の創設、1930年代におけるアメリカの賦課方式年金創設、ドイツにおける賦課方式年金構想の進展（実現は戦後1957年）、そして戦後西ドイツ経済政策における介入主義と市場主義の攻防を展望することによって、賦課方式年金と反市場主義の関連を探る。

## 2. 公的年金制度は積立方式で始まった

1889年にビスマルク政権が世界で初めての公的年金である廃疾・老齢年金を導入したとき、企業側は当初の負担が軽いという理由で賦課方式を主張したが、ドイツ政府は「現在の負担を後年の負担で軽減しようとするのは軽率である」「積立方式のほうが透明性が高い」「積立方式のほうが正直で、正直な方が長期的には信用される」と言って却下し、積立方式を導入した。当時のドイツは統一国家としてはまだ若く、経済的にはかなり自由主義的だった。両大戦後のインフレで積立金が無に帰しても、ただちに積立を再開していたほど積立方式の規範は強固だった。

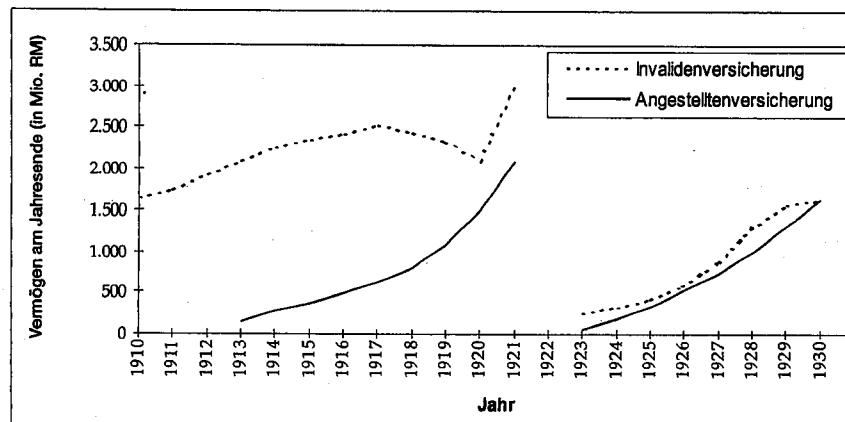


図1 ドイツの年金積立金の推移（1910年～1930年）

年末積立残高（単位：100万ライヒスマルク、100万ドイツマルク） 実線：従業員年金 破線：廃疾年金

出所:Manow2000,S.154.

<sup>1</sup> Manow(2000), S.148.

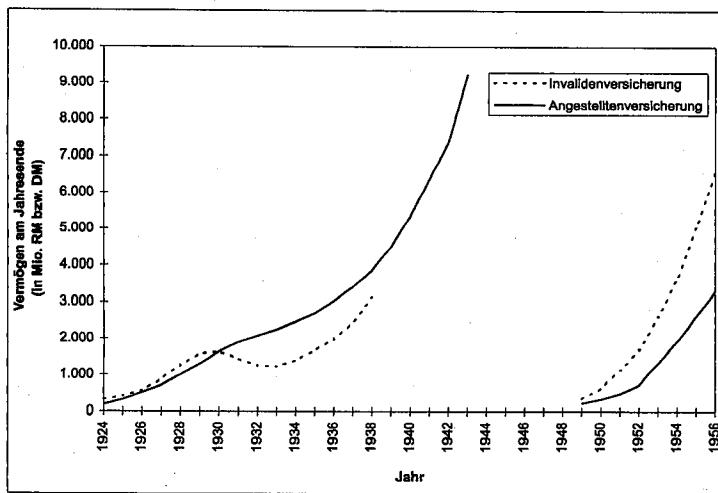


図2 ドイツの年金積立金の推移（1924年～1956年）

年末積立残高（単位：100万ライヒスマルク） 実線：従業員年金 破線：廢疾年金

出所:Manow2000,S.154.

### 3. 米独の賦課方式は1930年代に起源を持つ

歴史的には、アメリカやドイツの賦課方式は1930年代に起源を持つ。

#### ①戦後西ドイツの賦課方式の起源はナチス期

1957年に賦課方式の動態的年金が導入されるのは、ナチスの「民族運命共同体」構想が戦後の西ドイツで実現したものである。

ナチスは確かに労働者年金の積立を歓迎したが、これは当面の戦時公債の引受先としてである。償還計画が戦勝を前提としているところは第一次大戦時と変わらない。しかし年金制度自体の構想としては賦課方式を構想していた。「老齢あるいは労働不能の民族同胞への保障は、次の明確で単純な定式で表しうる——老人と労働不能者の使うすべてのものは、働いている者の現行の生産成果から派生するものでなければならない」（ドイツ労働戦線労働科学協会顧問テオドール・ビューラー、1940年）。1952年度社会政策学会におけるギュンター・マッケンロートのいわゆるマッケンロート・テーゼ（「今や単純で明快な法則が成立している——社会支出の資金は同時期の国民所得から調達しなければならない」）はここに由来している<sup>2</sup>。

社会政策は国防政策に組入れねばならず、「眞の国民に対する民族共同体の感謝」（公的年金のこと）は現在の生産物をもっぱら共同体への労働奉仕に従って「現役労働者」と「退役労働者」に分

<sup>2</sup> Manow2000,S.161.

配するものでなければならず、「個人は貨幣と財で自由に貯蓄できるが、国家は財でしか貯蓄できない」というナチス期の民族社会主義的な主張は、「ドイツはいわゆる金通貨、金蓄積という狂気の沙汰に騙されており、真の通貨は増大する生産物である」「年金積立は不要である。必要なのは生産性を維持向上させることである」「動態的年金こそドイツ国民経済というドイツ国民の資産からの一種の配当である」という戦後の賦課方式導入の論理に受け継がれている<sup>3</sup>。

## ②アメリカの賦課方式年金導入と1930年代の進歩主義

F.D.ルーズベルト大統領が1935年に導入したアメリカの社会保障年金が所得再分配を重視する賦課方式であるのは、退職者の金融資産が大恐慌でゼロになっていたのを、崩壊していた資金市場を使わずに救済するため、という成立時の事情を反映している。

世界に公的年金制度が普及する第1波は、第1次世界大戦前後にILOの主導によってである。そこには1930年代のニューディーラーと同じく進歩主義の影響が見られる。同時に、1930年代アメリカにおける賦課方式年金導入は、異時点間の資源配分を媒介する債券市場に対する不信という点で、当時成立したケインズ主義と通底する。IS-LM分析における債券市場は、流動性選好に規定される貨幣市場のワルラス法則による影に過ぎず、将来を視野に入れた本来の意味での債券市場ではない<sup>4</sup>。

## 4. ドイツの賦課方式は裁量的市場介入主義と盛衰をともにしてきた

### ①少子化時代の賦課方式という後世代への収奪、または榨取

「フランス人は賦課方式が好きなんです」と言って賦課方式を支持するフランスの一閣僚は、「明日のことも分からぬのに遠い将来のことなど分かるはずはない」と自らを根拠づけている<sup>5</sup>。将来のことは分からぬと言しながら国民に将来の年金支払いを約束するのは、子孫に課税することであり、「わが亡きあとに洪水は来たれ」<sup>6</sup>という刹那主義でないとすれば、経済成長によって子世代が親世代より豊かになる将来を信じていることになる。

世代会計によるある研究によれば、賦課方式の年金制度を持つほとんどすべての調査対象国で、若い世代に重い負担を先送りしている<sup>7</sup>。これを正当化する論理が経済学の中にもしあるとすれば、

<sup>3</sup> Manow 2000, 162-164.

<sup>4</sup> 齊藤(1999), 6-16頁.

<sup>5</sup> 江口(2004), 24頁.

<sup>6</sup> Après moi le déluge. フランスの俚諺。「後は野となれ山となれ！これがすべての資本家と、すべての資本家国民との標語である。だから、資本は、労働者の健康と寿命にたいしては、社会によってそれにたいする考慮を強制されないかぎり、何ら顧慮するところがない」(マルクス『資本論』第1巻第3編第8章第5節、向坂逸郎訳)。

<sup>7</sup> Auerbach, Kotlikoff & Leibfritz(1999).

貧しい現在世代が豊かな将来世代に重課税して移転を受ける「垂直的公平」という論理しかありえない。そうだとすればこれは最後の社会主義である。資本家階級を収奪したのがかつての社会主義だが、後世代を収奪するのが年金純債務である。現存してきた社会主義体制は環境や資本形成、人的資本形成に莫大な負の遺産をもたらしてきたが、年金純債務（支払に必要な積立金の不足）も、後に膨大な超過負担をもたらす。将来世代がどんなに豊かになるにしても、そして現在世代がどのような有形無形の資産を遺すにしても、この重課税は倫理的に許されないし、現実的でもない。

後の世代がもし現在世代より豊かにならないとすれば、これは純然たる搾取である。

## ②資金市場を通じて未来を見ない刹那主義が戦争と革命を産んだ

賦課方式か積立方式かという問題は、将来視野を持つ資金市場というものに対する信頼の問題であると私は考える。ミクロ経済学的理論では、十全に機能している債券市場での利子率 $r$ と、経済成長率 $g$ プラス人口成長率 $n$ との大小が問題になってきたのだが、現実の金融市場が完全に自由化されたのは、イギリスやアメリカでもここ20~30年のことに過ぎない。ドイツやフランスは10年前から、日本はやっとこれからである。

115年前に賦課方式を排除して積立方式の公的年金制度を創設したドイツのビスマルク政権の毅然たる態度を見よ。労働運動を資本主義体制内に収めるための社会保障政策の先鞭という、きわめて20世紀的な特徴を持つこの制度に、私は19世紀の古典的資本主義の最後の精華を見る。

明けて20世紀は第一次世界大戦とロシア革命が世紀末に至るまで影を落とす世紀であった。第一次大戦の遠因は、勢力均衡外交でヨーロッパの平和を保った宰相ビスマルクを排除して実権を握ったドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の世界政策である。

ドイツ国家は後発のドイツ市場経済の成長を待たずに自らリスクをとった。安全資産であるはずの国債を最大の危険資産と化す戦争は、市場参加者がリスクを取る資本主義経済に代わって、国家が国民を巻き込んで、勝てば賠償金で年金資金はたっぷり、という一か八かのギャンブルに出た、と解釈することができる。かくしてドイツは二度にわたって国民に国債を買わせて戦争というゲームに参加し、負けた。天文学的インフレで債務を帳消しにしたので、せっかくの年金積立も無に帰した。

市場経済においてドイツよりさらに後発のロシアでは、社会主義の実験を始めてしまった。非効率な社会主義が崩壊するのは当然なのだが、こんな体制が70年も続き、ほんの15年前まで曲がりなりにも存在していた。20世紀前半の産業構造は30年代から50年代までソ連経済の発展を許すような質のものであったし、ドイツ国家は二度目の賭けでブロック経済を目指して第二次世界大戦を惹起

してまた負けた。ドイツではソ連に占領された東部が社会主義になった。第二次世界大戦後の国際資金市場においては固定相場制という非市場的枠組<sup>8</sup>が30年前まで存在していた。

### ③ドイツの賦課方式は市場介入主義的経済政策の盛衰と運命をともにしてきた

西ドイツは戦後のインフレ収束後にせっかく再開した年金積立を中止して、1957年に賦課方式年金を新たに創設し、それが世界に広がる。時あたかもブレトン・ウッズ体制、ドイツは何度かマルク切上げをしながらも基本的には固定相場制におけるドルに対するマルクの過小評価の中で輸出を伸ばして高度成長を実現する。1967年にはケインズ的マクロ政策を法制化した経済安定法を制定する<sup>9</sup>。政府によるマクロ政策全般での裁量的なファインチューニングの意図が極点に達した1960年代の末に、戦後初の社民党首班政権が成立し、ドイツの法定年金は積立金がほとんどゼロになって純粹賦課方式となる。

すでに始まっていた出生率低下の下で年金純債務は拡大していたにもかかわらず、モデル年金で69%の高い所得代替率を持つ年金制度への強制加入対象層は拡大を繰り返し、第一世代利得を創出し続けた。1992年年金改革までは、賦課方式年金に財源上の問題点があるという認識自体がなかったという。この1992年年金改革法が議会を通過したのは1989年11月9日であるが、この日の夜にベルリンの壁が開いた。15年経った2004年に至ってようやく、リースタ一年金（任意積立）と社会扶助（公的扶助）拡大による補完を受けながら本格化してきた賦課年金本体のスリム化は、この時に始まった。1989年は、西ドイツでは債券利子源泉課税が大量の資金流出を招いて半年で廃止された年であり<sup>10</sup>、フランクフルト証券市場改革など金融自由化が進んだ年でもある。

ドイツでの賦課方式は、1940年に民族社会主义政権の下で構想され、1957年に社会的市場経済の体制の中で成立し、1969年に社会民主党首班政権誕生とともに完成し、1989年に社会主義の崩壊、資金市場の自由化の中で抑制が始まった。もちろん、2004年に導入された持続性要因は賦課方式の延命のための給付削減装置であり、2001年に導入されたリースタ一年金は賦課方式のスリム化を補完するものに過ぎない。創設から115年、賦課方式確立から47年の歴史と高い所得代替率を持つドイツの公的年金制度は強力な歴史的経路依存性を持つが、公企業の民営化も完成し、株式市場も活性化してきたドイツでは、ビスマルクが世界初の公的年金を創設した当初の誇り高い積立方式に復帰する条件も整いつつある。

<sup>8</sup> 齊藤(1999), 17-21頁。ブレトン・ウッズ体制は、自由主義経済が花開いたはずの戦後西側諸国に残された最大の反市場主義的な枠組みであり、ケインズ経済学という不況の経済学が高度成長期に隆盛を極めた根拠はここにある、と齊藤誠氏は主張する。

<sup>9</sup> 石光(1992), 331頁。

<sup>10</sup> 石光(1989), 260-263頁。

## 5. まとめ

米独の賦課方式が1930年代という異常な時代の産物であること、戦後西ドイツにおいては、介入主義的経済政策と年金の賦課方式が盛衰をともにしてきたことが確認できた。これは連帯を基調とする賦課方式の特徴、自立を基調とする積立方式の特徴と常識的な対応関係を持つ。

ただし、同じことがフランスやその他の先進国で確認できるのか、ということは研究対象を拡大して調べる必要がある。また、経済政策と経済思想の関係についてはより詳細な研究が必要である。

## 参考文献

Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff, and Willi Leibfritz(eds), Generational Accounting around the World(National Bureau of Economic Research report), University of Chicago Press, 1999.

Manow, Philip, "Kapitaldeckung oder Umlage: Zur Geschichte einer anhaltenden Debatte", in Stefan Fisch und Ulrike Haerendel(hrsg.), *Geschichte und Gegenwart der Rentenversicherung in Deutschland: Beiträge zur Entstehung, Entwicklung und vergleichenden Einordnung der Alterssicherung im Sozialstaat*, Duncker & Humblot, 2000.

石光真「クーポン税と源泉税——西ドイツにおける債券利子課税の推移——」, 証券経済研究所『証券研究』Vol.88, 1989年9月, 245-270頁.

石光真「西ドイツの経済安定政策」, 馬渡尚憲責任編集『現代の資本主義 構造と動態』御茶の水書房, 1992年, 330-342頁.

江口隆裕 『フランスの年金改革－年金改革に関する2003年8月21日の法律－』  
[www.ier.hit-u.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2004/dp216](http://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2004/dp216), 2004年3月.

齊藤誠「変貌するマクロ経済学とマクロ経済政策」岩本康志・大竹文雄・齊藤誠・二神孝一『経済政策とマクロ経済学 改革への新しい提言』日本経済新聞社, 1999年.

